

## 群馬大学基金

### 2020年度「駆ける、世界を！グローバルチャレンジプログラム」募集要項

群馬大学の国際交流リーダーの育成を図るため、学生個人あるいは学生グループが自ら企画したユニークかつキラリと光る個性ある、海外での交流に成果を上げることが期待される研修または研究に対して、群馬大学基金により支援を行います。

#### 1. 応募資格及び条件

- ① 2020年4月1日現在、本学の学部又は大学院の正規課程に在籍（見込み）し、海外において交流・研修（研究）活動を行う優れた企画と実行力を持つ学生あるいは任意構成の学生グループ。  
※国費留学生は応募ができません。
- ② 本プログラムの留学計画を企画するにあたり、主に渡航先との連絡調整や自らの留学計画を企画する際に助言などを行う指導教員等、各学部の教員からの推薦を受けることができること。
- ③ プレゼンテーションによる2次審査に参加できること（グループの場合必ず誰か1名が参加すること）。スカイプまたはビデオ等での参加はできません。2次審査の日程は **2020年1月10日（金）** です。
- ④ 本プログラム採択後に、参加者を増やすこと、入れ替えることはできません。参加できない者が出た場合は、理由書を国際課に提出してください。審議の上、プログラム支援の可否を判断します。

#### 2. 対象期間

原則として、2020年4月1日以降に出発し、2021年3月31日までに帰国すること。

#### 3. 採択件（企画）数

原則として3件（企画）。

※優れた企画の申請があった場合は予算の範囲内で採択します。

#### 4. 支援金支給の内容

支援内容は、往復航空賃（実費）、授業料・プログラム参加費用、留学期間中の活動支援費用（トビタテ留学 JAPAN 日本代表プログラム大学生等コースの奨学金額—地域指定月額に準じた額：12～16万円×月数）とし、帰国後に清算して支給します。支援金は採択された企画内容に対して1件あたり上限50万円です。

※同じ留学プログラム内で同一の学生あるいは学生グループが異なる月額の地域に留学する場合は、滞在日数が長い地域の月額を適用してください。滞在日数が同じ場合は金額が高い地域の月額を一律に適用してください。

（注意）「駆ける、世界を！グローバルチャレンジプログラム」からの支援金をもつ

て海外留学を行う場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本プログラム実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用可能な外部資金を旅費として合算使用することは妨げません。

なお、本プログラムによる支援のほか、学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取り消すものとします。さらに、申請後に、取り消し又は辞退することになった場合は、支給した支援金の全額を返納する必要があります。

## 5. 出願に必要な書類

本プログラムに申請する学生あるいは学生グループの代表学生は、指導教員となる本学教員の推薦の確認を受けたうえで、以下の書類を提出してください。なお、渡航が制約される地域が含まれる可能性があるプログラムについては、事前に問い合わせ先教員に確認して書類を作成してください。

- ① 群馬大学グローバルチャレンジプログラム申請書（様式 1）
- ② 群馬大学グローバルチャレンジプログラム申請グループ構成員一覧（様式 2）

**※申請書の枠を動かすことはできません。**

## 6. 出願書類提出期限及び提出先

本プログラムに申請する学生あるいは学生グループの代表学生は、出願書類を **2019年11月29日（金）17時までに**学生あるいは学生グループの代表者が所属する学部の事務に提出してください。

教育学部／教育学研究科の学生	：教育学部教務係
社会情報学部／社会情報学研究科の学生	：社会情報学部教務係
医学部／医学系研究科／保健学研究科の学生	：学務課学事・学生支援係
理工学部／理工学府の学生	：理工学部学生支援係
理工学部 1 年生	：国際課

## 7. 選考スケジュール及び選考方法

国際センター学生交流作業部会が申請書に基づき**書類審査を行った後**、2次審査として海外での交流・研修（研究）活動（海外で実現したい企画）について**プレゼンテーション**（1月10日実施）を行います。審査結果を総合的に判断して選考を行います。

プレゼンテーションには、学長、理事などの大学役員及びその他関係者が出席します。採否は、学長が決定後、学生あるいは学生グループの代表学生が所属する部局の長を通じて通知します。採択後に、採択された申請とは異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すこともあります。

## 8. 報告書の提出、報告会の開催など

本プログラムにおいては、帰国後に帰国報告会を行います。

- ① 学生あるいは学生グループは、推薦教員の確認を得て、交流・研修（研究）活動終了後2週間以内に「活動報告書」を提出してください。
- ② 海外での交流・研修（研究）活動等の終了後に実施する帰国報告会の内容、提出資料や報告書は本学の活動の一環として広報等で公開する可能性があることを承知してください。
- ③ 活動報告書の作成及び帰国報告会の準備は、学生あるいは学生グループの構成員全員で臨み、帰国報告会には原則として学生あるいは学生グループ構成員全員が出席してください。

## 9. プログラム終了後の国際交流活動への関与

本プログラムに参加した学生は、帰国後に群馬大学の国際化に関する行事、イベントに積極的に関わる義務があります。留学フェアやグローバルラウンジでのイベントでの経験の報告などの依頼があった場合は協力をお願いします。また、積極的に学内の国際交流の推進に寄与することも期待されています。

## 10. その他

- ① 出願書類の様式は国際センターのHPからダウンロードが可能です。
- ② 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、海外渡航届の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。
- ③ 海外危機管理上、外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「旅レジ」に登録又は「在留届」を提出してください。また、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービス JCSOS に加入してください。

## 11. 本プログラムに関する問い合わせ先

国際センター（海外留学派遣部門）

越智 貴子

荒牧キャンパス大学会館 3 階研究室

E-mail: [tochi@gunma-u.ac.jp](mailto:tochi@gunma-u.ac.jp) | Tel: 027-220-7506

国際課

荒牧地区大学会館 1 階

E-mail: [g-exchange@jimu.gunma-u.ac.jp](mailto:g-exchange@jimu.gunma-u.ac.jp) | Tel: 027-220-7627